

平成 2 5 年度
食品安全委員会緊急時対応訓練
実施結果報告書

平成 2 6 年 1 月

食品安全委員会企画等専門調査会

目 次

はじめに	1
I 実施した訓練の内容	
1 実務研修	2
2 確認訓練	4
II 訓練結果の検証	
1 実施した訓練ごとの検証	5
2 重点課題ごとの検証	8
III まとめ	9

はじめに

本報告書は、食品安全委員会緊急時対応指針（平成 17 年 4 月 21 日食品安全委員会決定）に基づき実施する緊急時対応訓練（以下「訓練」という。）について、第 462 回食品安全委員会（平成 25 年 2 月 4 日開催）で決定された平成 25 年度食品安全委員会緊急時対応訓練計画（以下「訓練計画」という。）に基づき実施した結果を、企画等専門調査会で検証し、食品安全委員会に報告するものである。

なお、今年度の訓練は、訓練計画に示された以下の重点課題を踏まえ、組織全体の緊急時対応能力の一層の向上を図るため、食品安全委員会及び事務局を訓練対象として、緊急時における初動対応やメディア対応に係る実務研修と、実践的な実動の訓練である確認訓練を実施した。

《重点課題》

- （１）関係府省間と連携した迅速かつ確実な初動対応を実施するための組織能力の強化
 - 政府全体として、食品に係る緊急時における初動対応を迅速かつ確実に行えるよう、関係府省間の連携強化を図る観点から策定される訓練計画（以下「全体計画」という。）に基づき、食品安全委員会における緊急時対応訓練の詳細を決定する。
 - 全体計画の内容を踏まえつつ、以下を主な目的として、食品安全委員会緊急時対応手順書（以下「手順書」という。）に係る実務研修と確認訓練を実施する。
 - ① 緊急時における初動対応を迅速かつ確実に行える体制を維持する。
 - ② 緊急時における国民への情報提供を、メディアの理解・協力を得て迅速かつ的確に行うための知識や技能を養う。
 - ③ 緊急時における組織全体の対応手順を確認し、組織全体の対応能力の向上を図るとともに、実務研修等によって習得した技術・知識のレベルを確認する。
- （２）緊急時対応マニュアル等の実効性の向上
 - 全体計画及び本訓練計画の実施状況（実際の緊急時対応が行われた場合は、その効果を含む。）を確認しつつ、食品安全委員会緊急時対応指針、手順書等の見直しを行う。

本報告書の構成は、以下のとおりである。

《報告書の構成》

- I 実施した訓練の内容
- II 訓練結果の検証
- III まとめ

I 実施した訓練の内容

訓練計画を踏まえて作成した平成 25 年度食品安全委員会緊急時対応訓練の骨子（平成 25 年 4 月 12 日緊急時対応訓練準備事務局決定）に従い、以下の訓練を実施した。

1 実務研修

（1）緊急時対応手順研修

緊急事態が発生した際に、全職員が初動対応を確実に行うことができるようにするため、本研修を実施した。

ア 日時及び会場

日時：平成 25 年 4 月 10 日 午前 11 時 30 分から 12 時まで

会場：食品安全委員会中会議室

イ 参加者

事務局職員のうち、本研修を過去に受講したことの無い者（人事異動による転入者等）を対象に研修を実施し、約 40 名が参加した。

ウ 内容

政府全体の緊急時対応の枠組み、手順書に基づく緊急時対応の方法、各課の主な役割等についての説明を行い、質疑応答が行われた。

（2）ホームページ掲載研修

夜間や休日等、ホームページ管理担当者が不在の時に緊急事態が発生した場合にも、初動対応として委員会ホームページによる情報提供を迅速に行うことができるようにするため、本研修を実施した。

ア 日時及び会場

日時：平成 25 年 4 月 16 日、17 日、19 日、22 日、24 日

場所：食品安全委員会執務室

イ 参加者

課長補佐以下の事務局職員のうち、本研修を過去に受講したことの無い者（人事異動による転入者等）を対象に研修を実施し、約 20 名が参加した。

ウ 内容

手順書に記載している緊急時対応ホームページ掲載マニュアルに基づいて説明し、参加者が委員会ホームページへの情報掲載作業を試行した。

（3）メディア対応研修

緊急時に記者会見やプレスリリースといった方法によって情報を提供する場合に、報道関係者に対して、わかりやすくかつ正確に情報を提供できるようにするため、「プレスリリース作成基礎研修（以下「基礎研修」という。）」と「プレスリリース作成と説明応答に係る実践研修（以下「実践研修」という。）」の構成で本研修を実施した。

<基礎研修>

プレスリリースの作成に係る基礎的な技能を習得するため、事務局職員を主な対象として、

石井勇人氏（一般社団法人共同通信社 編集委員兼論説委員）の指導により、以下の一連の研修を実施した。

ア 基礎講義

（ア）日時及び会場

日時：平成 25 年 9 月 26 日 午前 10 時から 11 時 30 分まで

会場：食品安全委員会中会議室

（イ）参加者

委員及び事務局職員約 40 名が参加した。

（ウ）内容

講師の石井勇人氏が「記事はどのようにして作られるか」「食品安全委員会に求められる情報提供」等について講義を行い、質疑応答が行われた。

イ メール研修

（ア）日時及び実施場所

日時：第 1 回 平成 25 年 10 月 9 日から 10 月 21 日まで

第 2 回 平成 25 年 11 月 11 日から 11 月 15 日まで

実施場所：食品安全委員会執務室

（イ）参加者

事務局職員約 40 名が参加した。

（ウ）内容

電子メールで参加者に課題を配信し、各自が自分のパソコンで課題に取り組む形式で実施した。第 1 回で作成した答案については、講師の石井勇人氏により採点・講評され、第 2 回終了後に作成者に返却した。

第 1 回 食品の安全性に係るプレスリリースについて、国民に対してわかりやすく、訴求力のあるタイトル及び文章を作成する課題

第 2 回 実践研修における講師の講評を踏まえ、第 1 回の自習研修で別の受講者が作成した答案について所見を記載する課題

ウ 講評

（ア）日時及び会場

日時：平成 25 年 11 月 7 日 午後 1 時 30 分から 2 時まで

会場：食品安全委員会中会議室

（イ）参加者

事務局職員約 40 名が参加した。

（ウ）内容

講師の石井勇人氏が「プレスリリース作成の基礎研修の取組結果について」と題し、メール研修で提出された答案を具体例として挙げて講義を行い、質疑応答が行われた。

<実践研修>

メディア対応に係る実践的技能を習得するため、委員及び事務局職員を主な対象とした資

料作成のグループワークと、委員及び事務局幹部を主な対象とした模擬記者会見を一体的に実施した。

ア 日時及び会場

日時：平成 25 年 11 月 7 日 午後 2 時から 5 時 45 分まで

会場：食品安全委員会執務室及び中会議室

イ 参加者

委員及び事務局職員約 40 名が参加した。

ウ 内容

グループワークでは、食品の安全に係る緊急事態を想定した仮想のシナリオ（２種類）に沿って、決められた時間内にプレスリリースを試作した。模擬記者会見では、熊谷委員長、佐藤委員長代理、三森委員長代理及び山添委員長代理がそれぞれ説明者となり、事務局職員を説明補助者として、グループワークで作成したプレスリリースを用いての説明と、質疑応答の訓練を行った。また、石井勇人氏のほか、永澤陽生氏（一般社団法人共同通信社東京支社編集部次長）を助言者に迎え、作成した資料や説明・応答の改善点等について、報道関係者の立場から助言を受けた。

2 確認訓練

緊急時における組織的な対応の流れを、他省庁も含めた実践的な実動訓練を通して確認することにより、組織全体の対応能力の向上を図るとともに、緊急時対応マニュアル等の実効性の向上を図るため、本訓練を実施した。また、本訓練を通じて、これまでに実施した実務研修等によって習得した技術・知識のレベルを確認した。

(1) 日時及び会場

日時：平成 25 年 12 月 11 日 午前 9 時 30 分から午後 5 時 00 分まで

会場：食品安全委員会中会議室、委員会室、執務室

(2) 参加者

役 割	参加者
プレーヤー (訓練実施者)	委員：熊谷委員長、佐藤委員長代理、山添委員長代理、三森委員長代理及び上安平委員 事務局：事務局長、事務局次長、総務課（５名）、評価第一課（４名）、評価第二課（５名）、情報・勧告広報課（１３名）、リスクコミュニケーション官及び評価情報分析官 他省庁：消費者庁、厚生労働省及び農林水産省
コントローラー (訓練進行係)	事務局（４名）、消費者庁、厚生労働省及び農林水産省
モニタ (訓練評価者)	上安平委員、事務局長、事務局次長及び各課長

(3) 内容

訓練は、シナリオ非提示で、事案が発生してから資料を作成するなど実践的に行い、以下の３点を訓練のポイントとして掲げた。

- ・消費者庁が中心となり、関係省庁が連携して行う緊急時対応（総括官制度（※））の実践
- ・緊急時対応手順書に基づいた適切な緊急時対応の実践
- ・メディア対応研修を踏まえた適切なプレスリリース、記者会見の実践

なお、本年は消費者庁が訓練の企画の中心となり、食品安全委員会、消費者庁、厚生労働省及び農林水産省の4府省庁合同で訓練を行った。

また、今回の訓練は、実際に事案が発生したと誤解されないようにするため、以下の行為については想定で実施したこととし、実際には行わなかった。

- ①官房幹部や関係専門委員等の外部への情報連絡
- ②総括官制度によらない関係省庁への情報連絡
- ③訓練場の外部問合せへの折り返し電話
- ④ホームページ掲載に係る公開処理（公開直前の段階までは実施）
- ⑤メルマガの配信（メルマガの文書作成までは実施）
- ⑥プレスリリースの投げ込み（プレスリリースの文書作成までは実施）
- ⑦その他、実施が適さないと考えられる行為

（※）総括官制度：消費者の生命又は身体への被害の発生・拡大を防止し、その安全を確保するため、消費者庁及び関係省庁の局長級を消費者安全情報総括官として選定し、これらの者による連絡会議（消費者安全情報総括官会議）の開催等により、消費者の生命又は身体に生ずる被害に関する情報等の集約、共有を図る制度

【訓練で用いた仮想シナリオの概要】

訓練

1 危害因子

ボツリヌス菌（微生物・ウイルス）

2 原因食品

Z国から輸入された瓶詰グリーンオリーブ

3 状況設定

10:00：厚生労働省から、ボツリヌス食中毒で7名の重篤患者が出たと連絡。その後、プレスリリース（第一報）を発出。

10:40：厚生労働省から、原因製品（瓶詰グリーンオリーブ）の容量違いの製品が輸入され、国内に流通していると連絡。その後、プレスリリース（第二報）を発出。

10:50：消費者庁から、消費者安全情報総括官会議（以下「総括官会議」という。）の開催について連絡。その後、総括官会議の開催に係るプレスリリースを発出。

12:00：総括官会議開催（於：消費者庁）

食品安全委員会がプレスリリース（第一報）を発出。

13～15時：食品安全委員会に、国民や報道機関からの問合せが相次ぐ。

15:00：食品安全委員会がプレスリリース（第二報）を発出し、委員長による記者会見を実施。

Ⅱ 訓練結果の検証

平成 25 年度に実施した訓練の検証結果は、以下のとおりである。

1 実施した訓練ごとの検証

(1) 緊急時対応手順研修

- 研修参加者を対象に実施したアンケートにおいて、受講者自身の理解度と研修の実施方法の適否を確認したところ、本研修の内容は概ね適当であるとの結果だった。一方、研修時期について、年一回の研修では異動時期によって空白期間が生じる職員が出てしまうため、その点を考慮すべきとの意見があった。
- 確認訓練において、緊急時に係る情報入手後の事務局内の情報連絡等に係る初動対応は的確に実施された。

(2) ホームページ掲載研修

- 研修参加者を対象に実施したアンケートにおいて、受講者自身の理解度と研修の実施方法の適否を確認したところ、本研修の内容は概ね適当であるとの結果だった。
- 確認訓練において、食品安全委員会ホームページへの情報掲載は的確に実施された。

(3) メディア対応研修

- 研修参加者を対象に実施したアンケートにおいて、受講者自身の理解度と研修の実施方法の適否を確認したところ、ほとんどの項目で本研修の内容は概ね適当であるとの結果だったが、訴求力のあるプレスリリースの作成や、緊急時における記者会見については、さらに研修が必要であると考えられた。アンケートで見られた主な意見は以下のとおりであった。

ア 基礎研修について

- ・プレスリリースを報道関係者に評価してもらえる機会はほとんどないため、大変有意義な研修だった。
- ・わかりやすいプレスリリースを作成するという点で非常に役に立った。食品安全行政におけるリスク管理機関とリスク評価機関の立場は異なるので、リスク評価機関である食品安全委員会として適当なプレスリリースはどのようなものかという観点からの議論ができればなおよかった。
- ・研修の趣旨・目的に即して、研修の参加者を選定すべき。
- ・緊急時対応研修の一環としての研修であることにかんがみれば、前提条件として、事案発生からの時間経過とこれまでの食安委の対応を盛り込むことが適当。

イ 実践研修について

- ・基礎研修における、プレスリリースの作成に当たって必要なポイントについての講義が、その後のプレスリリースの作成に大変役立った。
- ・プレスリリースの内容は昨年と比較して良くなっており、国民がプレスリリースをどのように受け止めるかを意識したものになっていると思う。

- ・取り扱った事案が架空の食べ物であったことから情報量が少なく、記者会見での質問に対応しづらかった。架空の素材を取り扱うのであれば、グループごとに一定の状況を設定させる等の工夫が必要。
- ・緊急時には、短時間でプレスリリースを作成することが重要。今回作成したプレスリリース案をブラッシュアップし、テンプレートとして残しておくべき。
- ・実際の記者会見においては、食安委の所掌の範囲内の事項のみならず、関係省庁の所掌部分についても答える必要が生じるため、関係省庁の対応ぶりを把握している事務方のサポートが必要。

○ 確認訓練においては、メディア対応研修を踏まえ、適切なプレスリリース作成・記者会見を行うことができた。

(4) 確認訓練

○ モニタ（訓練評価者）による評価の結果及び訓練参加者等を対象に実施したアンケートの結果、以下のような意見が見られた。

ア プレスリリース作成、記者会見について

- ・プレスリリースは、メディア対応研修における指摘等を踏まえ、迅速に的確なものを作成することができた。特にQ & Aを作成したことは、去年にはなかった試みであり評価できる。（Q & Aのテンプレートを、訓練終了後直ちに作成。）
- ・記者会見における委員の対応ぶりは冷静かつ丁寧であり、エキスパートとしての説得力があった。
- ・記者会見における訴求ポイントや、委員が答える部分、事務局が答える部分の役割分担等について、あらかじめ決めておけば、より良い記者会見になったと思う。

イ 他省庁との連携（総括官制度）について

- ・総括官会議を始め、緊急事態における総括官制度について、消費者庁の主導の下、より効率的・効果的に運用するための検討を行うことが必要。
- ・総括官会議を含め、緊急事態において関係府省が機能的に連携することが訓練の主な目的のひとつだったはずだが、そもそも府省ごとに参加の度合いに温度差があり、あまり連携している部分が見えなかった。今後、プレスの摺合せ等を含めた訓練も実施すべき。
- ・他省庁においても、事案の詳細については当日初めて判明するような訓練設計とすれば、より実践的で良い訓練になるのではないか。

ウ 事務局内の情報共有について

- ・メールによる情報共有が多用されたが、緊急時対応においてメールをひとつひとつ確認することは困難である上に、連絡すべき者の宛先が漏れてしまう事態も想定しうるため、適切でない。食品安全委員会内部向けの電子掲示板等を設置し、それを活用することによる情報共有を検討すべき。（食品安全委員会内部向けの電子掲示板は、訓練終了後直ちに設置の上、本年1月より稼働を開始。）
- ・他省庁の資料が、いつ、どのような順番でプレスされたものなのか、また、事務局で作成したプレス資料のどれが最終版なのかがわかりにくかったため、配布前に手書きで公表時間等の情報を補足するなどの工夫が必要。

エ 緊急時対応手順書について

- ・プレスリリースの作成対応と外部からの問合せへの対応の両方を同じ者が行うこととなっているなど、手順書が、実際の緊急時対応に即したものとなっていない箇所があるので、より実践的なものへと修正すべき。
- ・手順書はあくまで「ひな形」であり、実際の対応は、事務局内の作業状況を把握した上で臨機応変に行うべき。手順書に基づく対応にこだわると、かえって対応が硬直的になる。一人ひとりが、手順書に記載されている手順を基本形としてあらかじめ理解し、本番では柔軟に動くことができる体制を構築しておくことが重要。

オ 訓練シナリオについて

- ・過去の事例がなく科学的知見の蓄積があまりないような訓練テーマを設定した場合においても、的確に対応することができるような体制を構築しておくことが重要。

2 重点課題ごとの検証

(1) 関係府省間と連携した迅速かつ確実な初動対応を実施するための組織能力の強化

- 消費者庁が策定した平成 25 年度消費者庁緊急時対応訓練計画に基づき、平成 25 年度食品安全委員会緊急時対応訓練の骨子を策定した。
- 手順研修及びホームページ掲載研修の実施により、食品安全委員会における緊急時対応やホームページの掲載方法について職員の理解を深め、緊急時における初動対応を迅速かつ確実に行える体制を構築した。
- メディア対応研修の実施により、国民向けのわかりやすいプレスリリースや記者会見のポイントについて委員・職員の理解を深めることができた。また、メディア関係者との平時からの意見交換会を実施し、メディア関係者との関係構築に努めた。これらにより、国民への情報提供を、メディアの理解・協力を得て迅速かつ的確に実施するための組織能力を向上させることができた。今後も、研修等の積み重ねにより、知識や技能を更に養う必要があることが確認された。
- 関係省庁と連携し、確認訓練を実践的な内容で実施したことにより、政府全体としての緊急時の初動対応の流れを実働で確認し、対応手順の改善点を抽出するとともに、実務研修で習得した技術・知識のレベルを確認することができた。
- 実務研修と確認訓練の 2 本立ての訓練体系は、必要な技能を習得し、その習得レベルを確認する上で効果的な設計であると考えられた。次年度の訓練については、今年度の訓練結果を踏まえた必要な改善を行いつつ、同様の訓練体系で実施することが望ましい。

(2) 緊急時対応マニュアル等の実効性の向上

- 確認訓練において、手順書に即した対応手順について検証した結果、外部からの問合せ対応や、委員会内部の情報共有に係る手順について改善の必要性が認められた。そのため、より効率的な情報共有の手法を検討するとともに、手順書の必要な見直しを行い、今後とも、確認訓練等の実施により、手順書等の実効性をより向上させる必要がある。
- 実務研修や確認訓練で作成した資料（Q & A を含む。）や講師から受けた助言内容について

- は、手順書等に適切に反映し、緊急時対応に必要なノウハウとして蓄積していく必要がある。
- 組織再編に伴い緊急時対応手順書を改定し、本年度から、緊急時対応の主導的な役割は総務課及び情報・勧告広報課が分担することとなった。確認訓練等を踏まえれば、両課ともその役割は概ね果たせていると考えられるが、引き続き、両課における緊急時対応の役割について検証する必要がある。

Ⅲ まとめ

平成 25 年度に実施した訓練結果の検証により、以下の点が確認された。確認されたこれらの事項については適宜対応の上、今後の緊急時対応に活かすこととしている。

- 1 緊急時対応訓練は、食品安全委員会における緊急事態の対処体制をより一層強化するため、平成 25 年度の訓練結果を踏まえた必要な改善を行いつつ、次の（１）から（３）までにより、今後とも継続的に実施する必要があると確認された。
 - （１）消費者庁が策定する訓練計画を踏まえつつ、緊急時における関係府省間の連携をより強化し、政府全体としての緊急時における初動対応を迅速かつ確実に行うための訓練を実施する。
 - （２）訓練は、実務研修と確認訓練の２本立ての設計で体系的に実施する。
 - （３）訓練は、以下を主な目的として実施する。
 - ① 緊急時における初動対応を迅速かつ確実に行える体制を維持する。
 - ② 緊急時における国民への情報提供を、メディアの理解・協力を得て迅速かつ的確に行うための知識や技能を養う。
 - ③ 緊急時における組織全体の対応手順を確認し、組織全体の対応能力の向上を図るとともに、実務研修等によって習得した技術・知識のレベルを確認する。
- 2 訓練時に講師から受けた助言内容や、作成した資料、訓練の検証結果等から得られた改善点等については、手順書等への的確な反映やテンプレート化を行うなど、実際の緊急事態に活用できるよう整理しておき、次年度以降も同様の取組を続けることで、食品安全委員会の緊急時対応マニュアル等の実効性を、より一層向上させていく必要がある。
- 3 食品安全委員会の今後の緊急時対応に係る改善すべき課題として、次の（１）から（３）までが確認された。
 - （１）関係省庁と連携した政府全体としての緊急時対応体制をより強化するため、引き続き、関係省庁と合同で訓練を行う必要がある。また、総括官制度のより適切な運用について、関係省庁と検討を行う必要がある。
 - （２）委員会内の情報共有の手法について見直しを行い、食品安全委員会内部向けの電子掲示板の活用等、必要な方策を講じる必要がある。
 - （３）緊急時対応手順書について、より実践的に活用できるよう必要な改定を行う必要がある。